

令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施状況

No.	事業名	事業概要	対象	事業開始 年月日	事業完了 年月日	総事業費	臨時交付金 充当額	成果・評価
1	子育て応援臨時給付金事業	学校等の長期休業による在宅等での育児及び見守りを余儀なくされた子育て世帯の経済的影響を緩和し、少しでも安心して生活が営めるようになるため、臨時的な措置として対象者に1人あたり30,000円を給付するもの。	令和2年4月27日時点で、町の住民基本台帳に記録されている0歳から中学3年生までの者	R2.5.15	R2.9.4	108,145,634	107,376,052	対象者3,542人のうち、辞退・支給前に転出した方を除く3,536人に支給。子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。
2	在宅介護支援給付金事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により居宅サービス等の利用が困難となった者やその家族に対し経済的及び精神的負担を軽減し、感染予防に努めながら安定的な在宅介護を継続するための臨時的措置として対象者に1人あたり20,000円を給付するもの。	令和2年4月27日時点で、町の住民基本台帳に記録されている者のうち令和2年3月および4月に介護保険の居宅サービス等に利用をしている者	R2.6.5	R3.3.9	13,605,439	13,605,439	対象者682人のうち、辞退等の理由により非該当となった方を除く673人に支給。居宅介護サービス利用者及び家族の経済的負担精神的負担の軽減を図ることができた。
3	障害児者通所等利用者世帯支援金事業	新型コロナウイルスの影響で、事業所の障害児者通所サービスや居宅介護サービスの提供が困難になり自宅での負担が増えることによるサービス利用者およびその家族の経済的・精神的負担を緩和し、安定的な在宅生活を継続する目的で臨時的な措置として対象者に1人あたり20,000円を給付するもの。	令和2年4月27日時点で、町の住民基本台帳に記録のある下記のもの（施設入所者は除く） ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用者 ・障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター利用者 ・児童福祉法に基づく障害児通所支援利用者	R2.5.15	R3.2.15	3,709,462	3,709,462	対象者190人のうち、辞退等の理由により非該当となった方を除く182人に支給。障害福祉サービス利用者及び家族の経済的負担精神的負担の軽減を図ることができた。
4	割引クーポン事業	本町への旅行需要を早期に回復及び喚起することを目的とし、日本人旅行者及び外国人旅行者を対象とし、旅行商品代金・宿泊料金の割引による低廉化支援を行うもの。	(1) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者 (2) 日本国内に法人格を有するOTA (Online Travel Agent) であり、日本国内における販売及び富士河口湖町への送客において相応の実績を持つと認められる者 (3) 一般社団法人富士河口湖町観光連盟に加入している宿泊事業者 (4) 海外での旅行業を営む法人であり、富士河口湖町への送客において相応の実績を持つと認められる者	R2.4.7	R2.12.4	122,630,222	122,630,222	令和2年7月17日拍分から10月1日チェックアウト分までを対象に町内59施設において3,000～5,000円/泊の宿泊割引を行い、延べ22,935泊分もの利用実績があった。新型コロナウイルス感染がわかに拡大しつつある状況のなかで、町内宿泊施設の業績への悪影響を緩和させる一助となった。
5	商品券配布事業（予算区分：R2補正（地））	新型コロナウイルスにより大幅に売り上げが減少している事業者及び住民の生活を支援するため、地域で利用できる商品券を1人あたり10,000円分配布する。	令和2年7月1日現在富士河口湖町に住民登録がある者 利用店舗：富士河口湖町で事業を行っている事業者	R2.7.1	R3.3.31	274,490,148	274,490,148	新型コロナウイルス感染拡大による町内事業者の売上減少を助け、かつ町民のくらしを応援するために、商品券を配布したところ、対予算98.28%（約2億6千万円）の店舗利用となり、町内消費の活性化に効果が見られた。
6	商品券配布事業（予算区分：R2予備費（地））			R2.7.1	R3.3.31	870,677	870,677	
合計						523,451,582	522,682,000	